

7月21日(日)は

参議院議員通常選挙の投票日です!

任期満了に伴う参議院議員選挙の投票が7月21日(日)に行われます。
選挙が、明るく正しく行われるよう、有権者の皆さんのご協力をお願いします。

公示日 7月4日(木)
投票日 7月21日(日)

■投票できるかた

平成13年7月22日までに生まれ、平成31年4月3日までに皆野町に住民登録し、3か月以上居住しているかた。

※失権などによる欠格条項に該当しているかたを除きます。

■投票の方法

郵送された入場券を、指定された投票所へお持ちください。受付の後、投票用紙が交付されます。埼玉県選出議員選挙では、候補者氏名を記載し投票します。比例代表選挙では、各政党が届け出た候補者の名簿から、候補者名または政党名を記載し投票します。

■投票所および投票時間

投票所および投票時間は、「別表1」のとおりです。なお、第3投票区の投票所が「自然休養村管理所」から「皆野町老人福祉センター長生荘」へ変更になりましたのでご注意ください。

■期日前投票

投票日に冠婚葬祭や仕事・旅行などで投票所に出かけられないかたは、投票日前でも投票することができます。ただし、期日前投票に来られた日に満18歳になっていないかたは、不在者投票となります。

期 間

7月5日(金)～7月20日(土)

時 間

午前8時30分～午後8時

場 所

期日前投票所(役場2階会議室)

持参するもの

郵送された入場券をお持ちください。

※入場券がお手元に届かない場合は、町選挙管理委員会までご連絡ください。

入場券をなくした場合でも投票できます。投票所の係員にお申し出ください。

入場券の再交付などは、身分証明書(免許証など)の提示を求める場合があります。



■入院(所)中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院(所)中のかたは、投票管理者(病院長・施設長など)に投票用紙の請求をすれば、その施設内で不在者投票をすることができます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。町外の指定病院・施設については、町選挙管理委員会へお問い合わせください。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。この制度を利用されるかたは、選挙管理委員会に申し出て、「郵便投票証明書」の交付申請をしてください(既に交付を受けているかたは必要ありません)。

交付申請のできるかたは、「別表3」に該当するかたです。

交付には日数がかかりますので、早めに申請してください。

代理投票・点字投票

体が不自由、字が書けないなどの理由で自分で投票することができないかたには、代理投票の制度があります。また目の不自由なかたは点字で投票することができます。遠慮なく投票所の係員にお申し出ください。